

1. 2016.9.27 自民党豆腐議連総会における意見陳述について

出席者：衆参両院議員（本人出席 35 名・代理出席約 20 名）

公正取引委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省の担当部署から課長級
全豆連役員を含め豆腐業界関係者から 45 名

- ① 豆腐の表示に関する公正競争規約の骨子
- ② いわゆるキャリーオーバーに対する考え方について
- ③ 豆腐の保存基準に関する問題（厚生省昭和 34 年第 370 号告示）
- ④ HACCP 導入と表示の関連について

2. 2016.10.4 厚労省基準審査課ヒアリング報告

出席者：基準審査課 青木課長補佐、新井衛生専門官、柳澤担当官

全豆連 橋本理事、森永乳業 高橋さん、さとの雪食品 村尾

- ① 豆腐の保存基準に係る告示改正については、11 月に審議会開催予定。
ただし厚労省 HP に掲載されている審議会予定は、以下の 1 件のみ

11/1（火）9:30～12:00 第 3 回食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会
専用第 21 会議室（17 階） 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 基準審査課

- ② 豆腐の保存基準に係る告示改正（案）

(1) 成分規格（新規追加）

豆腐のうち、常温で保存するもの（移動販売に係る豆腐及び成型した後水さらしを
しないで直ちに販売の用に供されることが通常である豆腐を除く。）にあつては、
当該豆腐中で発育し得る微生物が陰性でなくてはならない。

※微生物の試験法は、容器包装詰加圧加熱殺菌食品（恒温・細菌試験）を想定して
おり、通知で示すことを考えている。

(2) 製造基準（新規追加）

常温保存可能豆腐（包装豆腐のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あら
かじめ殺菌した適切な容器包装に無菌的に充填したもの）は、120℃で 4 分間加熱
する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌しなければならない。

(3) 保存基準（記載内容に追加）

豆腐は、冷蔵するか、又は十分に洗浄し、かつ、殺菌した水槽内において、飲用適の冷水で絶えず換水をしながらか保存しなければならない。ただし、移動販売に係る豆腐及び成型した後水さらしをしないで直ちに販売の用に供されることが通常である豆腐及び常温保存可能豆腐にあつては、この限りでない。

③ 冷凍とうふに関するコメント

本件には直接関係はないが、非公式なコメントとして、「冷凍とうふは、冷凍食品の規格基準（別添資料参照）により、冷凍食品に分類されるので、豆腐と同一の基準で取り扱うことは難しいのではないか？もし、豆腐に分類するということであれば、豆腐の保存基準だけでなく、冷凍食品の規格基準の除外規定に冷凍とうふを加えるなどの告示改正が必要になるのではないか？」との言及がありました。

3. 2016.10.5 消費者庁事前相談報告 及び 10.21 電話による見解

出席者：表示対策課 猪又課長補佐、熊谷係長

全豆連 相原主事、当委員会 村尾

① 当委員会からの説明（10.5 消費者庁訪問時）

- ・豆腐の表示に関する公正競争規約の目的と意義について
- ・規約案及び施行規則案の骨子について
- ・今後のスケジュールについて

② 消費者庁見解（10.21 消費者庁から電話連絡）

- ・スケジュール…現時点から2年は見ておいてください。
仮に消費者庁との事前相談が2017年3月に終了したとすると、
2017.4月～9月 表示連絡会～規約内容見直し～表示連絡会
2017.10月 消費者庁へ規約案の本申請
2017.10月～2018.6月 消費者庁、公正取引委員会で審議会
2018.7月～9月 パブリックコメント、パブコメに対する審議
2018.10月 規約認定
- ・表示連絡会開催までに事業者の参加率を上げてください。
事業者数に対するシェアと市場占有率に対するシェア（後者の方が重要）
- ・所管官庁（農水省）のご意見もしっかり聞いておいてください。
→ 10.24に農水省 食品製造課 妹尾課長補佐、松川係長に村尾より説明

4. 2016.10.15 第6回ニッポン豆腐屋サミットでの講演について
別添資料により、サミット参加者約200名の関係者にプレゼン。(45分)
講演資料については全豆連HPにアップ
講演資料および音声は静岡県豆腐油揚商工組合から組合員へYoutube限定公開
→ 業界内への周知のため、映像・音声資料をYoutube等で公開しては? → 審議
5. 2016.9.8 及び 11.8 大手メーカー訪問の件
- 9.8 相模屋食料(株)を訪問
11.8 タカノフーズ(株)を訪問
- ・ 各社の考え方や見方についてヒアリング
 - ・ 誤解が生じている場合は丁寧に誤解を解くような説明
 - ・ 公正競争規約設定の目的と意義について説明
 - ・ 委員会および説明会・意見交換会への参加呼びかけ

以上